

パブリック・コメント手続（意見募集）

企業等の立地促進及び設備投資促進条例の
一部改正について

【意見募集期間】

令和4年（2022年）

10月11日（火）～10月31日（月）

お問い合わせ先：経済部企業誘致・工業振興課
電話 046-822-8290（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

意見の提出方法

1 提出期間 令和4年（2022年）10月11日（火）から同年10月31日（月）まで

2 提出先 横須賀市経済部企業誘致・工業振興課

3 提出方法

○ 次のいずれかの方法で提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・ 経済部企業誘致・工業振興課（横須賀市役所分館5階17番窓口）
- ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・ 各行政センター

（2）郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 経済部企業誘致・工業振興課

（3）ファクス 046-823-0164（経済部企業誘致・工業振興課）

（4）電子メール ip-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp（経済部企業誘致・工業振興課）

4 注意事項

○ 書式は特に定めておりませんが、日本語で提出してください。

○ 提出に当たっては、住所及び氏名を明記してください。市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
いただいたご意見とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。

企業等の立地促進及び設備投資促進条例の一部改正にかかるパブリック・コメント手続の実施について

1 意見募集の趣旨

市内の産業用地は、現在非常に少ない状況となっています。一方で、国道 357 号が延伸される予定の追浜工業団地地区や、横浜横須賀道路に隣接している横須賀インター周辺地区は、物流拠点として注目されています。

このような状況下においては、企業の事業展望やニーズに積極的かつ機敏に応じることができるよう、民間所有地に踏み込んだ誘致制度の創設や、優遇制度の適用条件の緩和など、制度の強化が必要です。

つきましては、産業用地の開発・造成を促す制度を新設するとともに、優遇制度の対象業種拡充と制度適用要件である最低投下資本額の要件緩和を行うことで、市内への投資を呼び込み地域経済の活性化に結びつけるため、企業等の立地促進及び設備投資促進条例の改正を検討しています。

そこで、本条例の改正内容について市民の皆様からのご意見等を募集いたします。

2 改正案の概要

(1) 産業用地の開発・造成を促す制度の新設

- ・対象地域 … 横須賀インター周辺地区
- ・制度案 … 開発事業者に対し、造成後の土地に課される固定資産税・都市計画税を 10 年間課税免除

(2) 制度適用の対象業種に運輸業のうち道路貨物運送業および倉庫業を追加

- ・対象地域 … 追浜工業団地地区（夏島町及び浦郷町の工業専用地域又は工業地域）、および横須賀インター周辺地区
- ・拡充案 … 対象地域に限り、企業等の立地促進及び設備投資促進制度の対象業種に「運輸業のうち道路貨物運送業および倉庫業」を追加

(3) 誘致促進のため優遇措置の適用要件を緩和

- ・変更案 … 企業が本市に新規立地する際の、優遇適用の要件である最低投下資本額の緩和
 - ▶ 大企業 … 5 億円以上 → 3 億円以上に緩和
 - ▶ 中小企業 … 1 億円以上 → 5 千万円以上に緩和

(4) その他条文の整理

3 パブリック・コメント手続の意見募集期間

令和 4 年 10 月 11 日（火）～10 月 31 日（月）